

第7章

計画推進システム



- 第1節 推進体制
- 第2節 進行管理
- 第3節 推進方策

第1節 | 推進体制



計画を円滑かつ効率的に推進するためには、市民・事業者・市が環境情報を共有し、各主体がお互いの役割を理解し、協働・共創による環境保全活動の体制づくりが必要です。

ここでは、市民・事業者の役割や、庁内における横断的組織など、計画の推進体制を明らかにします。

1-1 市民・事業者

市民・事業者は、自ら自発的かつ積極的に環境に関する行動を実践することに加え、市とともに協働・共創で事業などを実施していくことが求められます。

- 主体別の取組（環境保全活動）を実践します。
- 年次報告書やウェブサイト、広報などに目を通し、必要に応じて意見を述べます。
- 地域環境保全活動などに積極的に参加します。

1-2 環境ボランティア会議

エコリーダーやストップ温暖化推進員など、市内の環境ボランティアで組織され、積極的な環境保全活動の実践のほか、環境基本計画の進捗状況について意見や提案を行います。

- 環境基本計画の進捗状況について必要に応じて意見を述べます。
- 地域環境活動などに積極的に参加します。

1-3 環境審議会

「三島市環境基本条例」第25条に基づき、市長が委嘱する20人以内の委員により組織されています。

- 市長の諮問に応じ、環境の保全・創造に関する事項について調査・審議します。
- 環境の保全及び創造に関する事項に関し、必要に応じて市長に意見を述べます。

1-4 環境基本計画推進本部

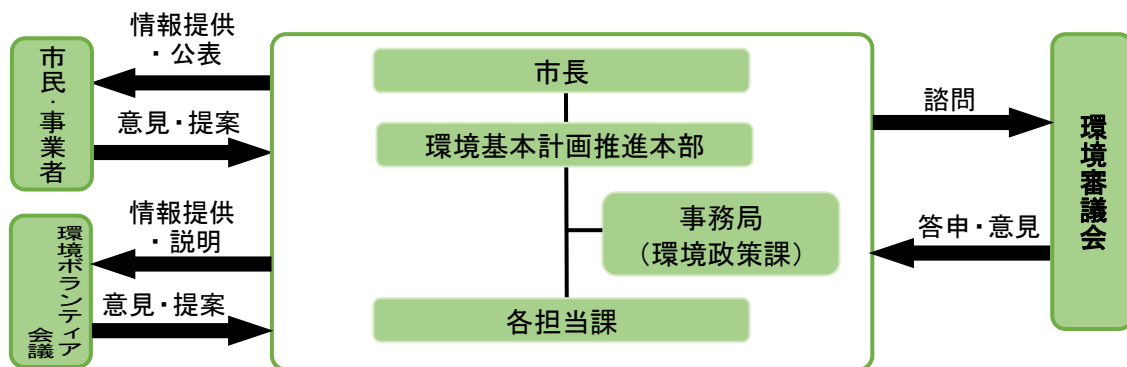
本市の環境施策を総合的かつ計画的に推進する、市役所内部の横断的な推進組織である「環境基本計画推進本部」は、原則として環境マネジメントシステムの環境マネジメントマニュアル「第4 運用組織」における既存の管理及び推進体制を活用します。

- 市計画の進行管理や効果的な取組の検討、複数の所管による関連事業の調整などを行います。

1-5 環境基本計画推進事務局

環境審議会や環境基本計画推進本部の事務局、市民や事業者と市を結ぶ窓口の役割を果たすため、環境政策課を計画推進事務局と位置付けます。

- 計画の進行管理や効果的な取組の検討、複数の所管による関連事業の調整などを行います。

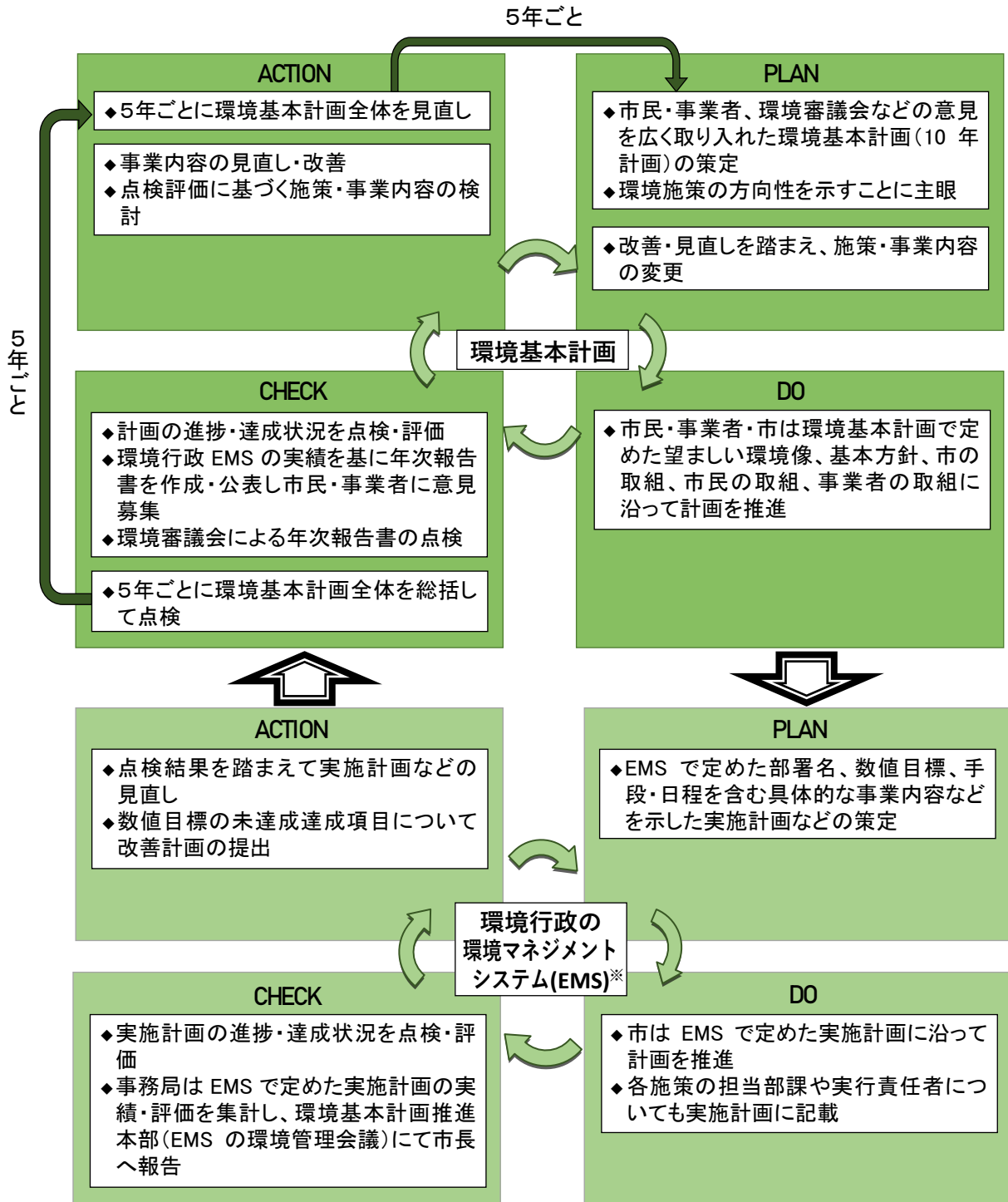


計画の推進体制

第2節 | 進行管理



計画を着実に推進していくためには、市の施策や取組の進捗状況などを定期的に把握・評価し、計画を見直していく必要があります。そこで、本市では市独自の環境マネジメントシステムを活用し、「PLAN（計画）」→「DO（実行）」→「CHECK（点検）」→「ACTION（見直し）」のPDCA サイクルにより環境基本計画に掲げられている各施策の進行管理を図ります。



※環境行政の環境マネジメントシステム(EMS)は、市の事務事業における資源・エネルギー使用量の削減や法令順守などに加えて、環境施策を含む本市独自の環境マネジメントシステム。適正運用のため、内部環境監査を実施。

PDCA による進行管理

第3節 | 推進方策



計画の周知・広報、環境報告書、個別計画との調整、予算措置など、計画を推進するための推進方策やその方向性について示します。

3-1 計画の周知・広報

市役所、図書館、公民館などに計画書及び概要版を配架するとともに、市のウェブサイトへ掲載します。さらに、環境に関するイベントや出前講座などのあらゆる場面における広報を心掛けます。

3-2 環境報告書

環境の現況や進行管理に関わる事項について毎年、環境報告書を作成し、ウェブサイトなどを通じて公開することにより、市民・事業者などに対して十分な情報提供を行います。

3-3 個別計画との調整

本計画は総合計画をはじめ、本市の他の個別計画や国・県の計画などと調整を図りながら推進します。なお、「三島市環境基本条例」第8条に規定されているように、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定・実行するにあたっては本計画との整合性を図ります。

3-4 予算措置

本計画に掲げられた取組を実施するため、計画の進捗状況や取組の有効性を検証しつつ、必要な財政上の措置を講じます。

3-5 広域的な連携・協力の推進

市内の環境を保全・改善するためには、本計画に掲げられた取組だけにとどまらず、関係する行政機関や近隣の地方公共団体との連携・協力を図ることが必要です。

今後も広域的な取組が必要な施策については、関係する行政機関や近隣の地方公共団体との協議・調整の場などを活用し、連携・協力を進めます。